部門大会委員会 運営要綱

(役割)

第1条 部門大会委員会は、各部門が開催する部門大会の基本方針を策定し、これを遂行する。 (審議事項)

- 第2条 部門大会委員会は下記事項について審議を行い、その推進を図る。
 - 1 大会の開催時期と場所の起案
 - 2 下部組織の設置とそれらの活動の調整および支援
 - 3 部門大会特別会計における予算および決算
 - 4 その他大会に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会の構成は次による。

 委員長
 部門長

 副委員長
 副部門長

幹 事 若干名

委員 若干名

- 2. 委員長が必要と認めた場合には、構成員以外の者を出席させることができる。
- 3. 幹事、委員は部門役員会が選定する。

(任 期)

第4条 幹事、委員の任期は2年とする。

(下部組織)

- 第5条 部門大会委員会の下部組織として、「部門大会実行委員会」および「部門大会論文委員会」を置く ことができる。
 - 2. 必要に応じ、部門大会委員会は幹事会を置くことができる。
 - 3. 下部組織の構成員は部門大会委員会が選定し、部門長名で委嘱する。

(開催)

- 第6条 部門大会委員会の開催は、委員長が必要に応じ決定する。
 - 2. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。

(事 務)

第7条 事務は、本学会の事務局があたる。

(付則)

- 1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
- 2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。